

社会資本整備の景観配慮に関する 技術情報の充実にかかる課題の抽出と整理

笠間 聡¹・松田 泰明²

¹正会員 (独)土木研究所 寒地土木研究所 (〒062-8602 東京都札幌市豊平区平岸1条3丁目1-34)
E-mail: kasama@ceri.go.jp

²正会員 (独)土木研究所 寒地土木研究所 (〒062-8602 東京都札幌市豊平区平岸1条3丁目1-34)
E-mail: y-matsuda@ceri.go.jp

都市間、地域間競争の時代にあつて、フットパス、グリーンツーリズムなどの新たな観光にも注目が集まる中、これまで観光や集客に縁がなかった地域においても、地域の魅力向上は重要な観点となっている。

そのような中では、十分な検討体制が確保されない事業にあつても、適切に景観配慮が進められるように、景観配慮の基本やその検討方法あるいは検討例を整理し、理解しやすい形で取りまとめることが必要とされている。

そこで、本研究では、地域の顔ともなり玄関ともなる街路・道路空間を対象とし、国土交通省の景観形成ガイドラインや「道路構造令の解説と運用」などの一般的にも参照頻度の高い資料と、「街路の景観設計」などをはじめとする既存の景観に関する指南書、手引書のレビューを行い、景観配慮の方策に関する技術情報の充実にかかる課題について抽出・整理を行った。

Key Words : *pedestrian spaces, landscape design, japanese design manuals, insufficiency*

1. はじめに

(1) 研究の背景

寒地土木研究所地域景観ユニットでは、平成18年度の研究室発足以来、特に北海道における、景観や社会資本の質の向上、さらにはそれを通じた観光等への寄与を目的とした研究に取り組んでいる。

「観光立国の推進」や「地域活性化」は、政府の新成長戦略に位置づけられており、特に観光について北海道はその期待を担っている。

地域（地方自治体や商工観光事業主、住民等）でも、地域活性化などとあわせ、地域の魅力向上に対する関心は高い。特に、フットパス、グリーンツーリズムなどの新たな観光にも注目が集まる中、これまで観光や集客に縁がなかった地域においても、地域の魅力向上は重要な観点となっている。

国土交通省では、「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」¹⁾を平成19年に策定（平成21年に改訂）し、公共事業における景観配慮を適切に進めるための枠組みが整えられている。

一方で、地方自治体が実施する事業や、規模の小さな事業の場合、景観配慮について十分な検討体制が確保さ

れないまま、設計・整備が行われ、景観配慮が十分に行われなかったり、あるいは適切に行われなかったりするケースもあるように見受けられる。

そのような中では、十分な検討体制が確保されない事業にあつても、最低限の景観配慮が進められるように、景観配慮の基本やその検討方法あるいは検討例を整理し、景観を専門としない担当者や技術者も参照、理解しやすいような形で取りまとめることが必要とされている。

(2) 研究の目的

前節で述べた背景の下、既存の道路の歩道等の景観整備に参考となるマニュアル類のレビューを行い、適切な景観配慮の促進のための技術情報の充実といった観点から、記述内容の整理と、課題点の抽出を行う。

なお、景観配慮の対象を道路の歩道等としたのは、地域や街の魅力向上に際し、最も設計機会が高く、地域の景観形成、魅力創出への影響も大きいと考えられるためである。

また、課題点の抽出にあたっては、最低限の景観配慮の促進という観点から、景観を専門とする担当者や技術者が配置されていないケースを想定する。

2. 道路の景観設計上の検討事項

地域や街の魅力向上に関連する、公共の歩行空間としては、道路の歩道のほか、広場や公園、民地内の公開空地、さらには地下街や駅の自由通路なども考えられる。

それぞれは、大なり小なり、性質を異にするものであるが、一方で、空間の設計を考える上で互いの設計手法はある部分で参考とできる。

ここでは、地域の公共の歩行空間として、最も基本となる道路の歩道について考える。

道路の歩道の整備を考える上で、検討・決定していかねばならない基本的な要素を、道路の標準的な断面図と平面図（図-1）から抽出すると、以下のとおりである。

以下、これらの要素分類を基に、技術資料等のレビューを行う。

ア. 歩道面

- ・歩道幅
- ・舗装（素材、寸法、色彩 or パターン）
- ・縁石（素材、寸法、色彩）

イ. 植栽

- ・高木（樹種、間隔）
- ・低木草本（樹種、密度）
- ・植栽帯（植栽帯 or 植栽柵、寸法、縁石）

ウ. 付属物

- ・照明柱（高さ、間隔、照明光源、光色、柱色、柱デザイン）
- ・防護柵
- ・ベンチ（寸法、形状、素材、色、間隔）

なお、道路の景観設計上の要素としては、このほかにも道路の平面線形、縦断線形、道路の総幅員、歩車道幅員比なども、重要であるが、既存の道路の改修などを想定し、上記に絞り込んだ。道路の新設や、土地区画整理事業などは今後相対的に減る傾向と考えられる。

また、歩道の横断勾配や、縁石の高さなど、景観上の影響が小さく、ほぼ機能上の要求によって決まるものについては除外したほか、沿道の建物や街並みなど道路外の要素については、景観上影響の大きなものではあるが考慮しないこととした。

3. 既存の設計技術資料等のレビュー

歩行空間（歩道等）の設計上の参考となる技術資料として、表-1の12書誌を選定し、2章で整理した各要素について、記述内容の抽出と整理を行った。

(1) 調査対象

『道路構造令の解説と運用』の主な参考図書一覧²⁾に記載されている68件及び『道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説』の参考文献一覧³⁾に記載されている85件の中から、景観に関連する記述のあると見込まれるものを中心に、表-1に示した12件について調査を行った。

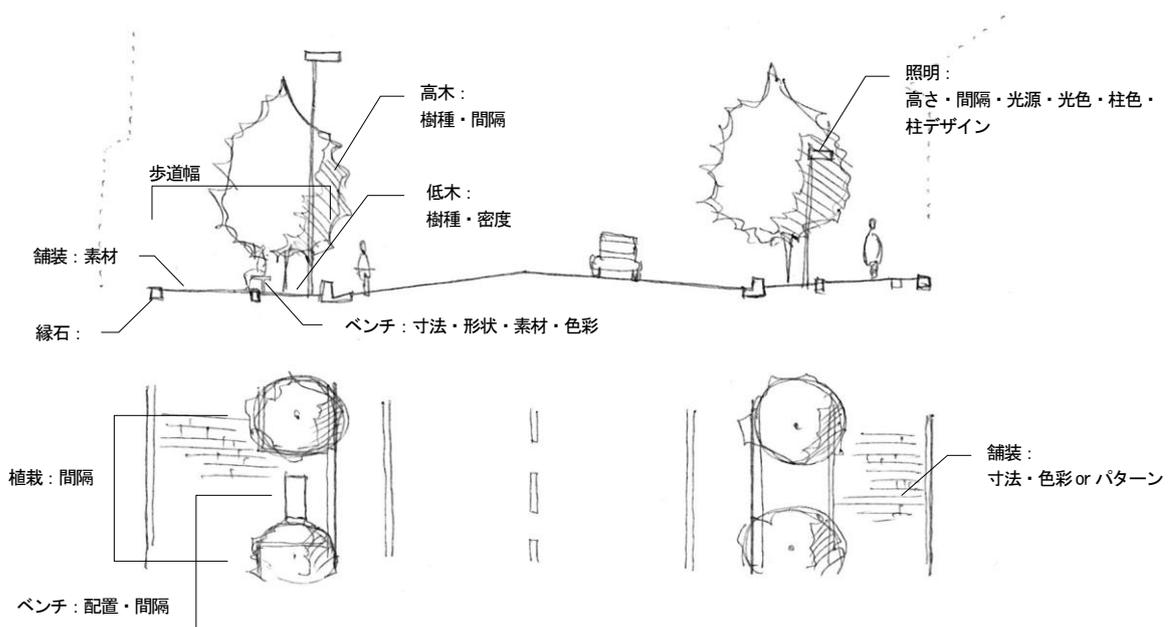


図-1 一般的な道路の横断面図および平面図

表-1 調査対象とした技術資料の一覧

書誌名	著者編者	出版社	出版年
道路構造令の解説と運用	(社)日本道路協会	(社)日本道路協会	2004年2月
道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	財団法人 道路環境研究所	(株)大成出版社	2005年7月
景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)	国土交通省 都市・地域整備局		2011年6月
道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター	(株)大成出版社	2003年1月
道路景観整備マニュアル (案)	道路環境研究所・道路景観研究会	(株)大成出版社	1988年12月
景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン	景観に配慮した防護柵推進検討委員会	(財)国土技術研究センター	2004年6月
街路の景観設計	土木学会	技報堂出版	1985年11月
公共空間のデザイン シビックデザインの試み	建設省中部地方建設局シビックデザイン検討委員会	(株)大成出版社	1998年10月
パタンランゲージ	クリストファー・アレグザンダー (訳; 平田 翰那)	鹿島出版会	1984年12月
新しい道路設計便覧 (案)	(財)道路空間高度化機構	(株)大成出版社	2005年10月
街路における景観舗装：舗装工学ライブラリー5	土木学会 舗装工学委員会 舗装環境小委員会	土木学会	2005年10月
駅前広場計画指針	日本交通計画協会	技報堂出版	1998年7月

(2) 各技術資料における記述内容の分類・整理

各技術資料における、歩行空間（歩道等）の設計上の参考となる記述内容について抽出を行い、それらを「基準・推奨値」「方針・配慮事項」「方法・判断指標」「例示・参考値」の4区分に分類して整理した。

(3) 主な資料における記述内容の例

調査対象としたもののうち、道路の歩道等の景観設計に際して、参照頻度の特に高いと思われるいくつかの技術資料について、記述内容の例を紹介する。

a) 景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」
-解説編-⁴⁾

美しい国づくり政策大綱における、15の具体的施策のうち「分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等」に対応して策定された景観形成ガイドラインのひとつ。平成17年3月に策定され、平成23年6月に改訂された。

道路の歩道の景観設計において参考となる技術情報は、主に「第3章 街路事業」に記載されている。第3章の構成は、以下の表のとおりである。

なお、以下の街路に関する記述には、道路分野の景観形成ガイドラインである、「道路のデザイン：道路デザイン指針(案)とその解説」と重複する記述も少なくない。

具体には例えば、歩道の幅員に関しては、「横断構成」として、

- ・当該街路の性格にふさわしい横断構成とすること
 - ・ゆとりある歩行空間の確保、望ましい植栽整備を可能とする空間の確保に留意すること
- といった『方針・配慮事項』が示されているほか、
- ・歩行者の賑わいに比べて歩道が広すぎると、逆に寂れた感じが強くなるので、歩行者の利用に見合った適切な幅員構成とすることが重要である。
 - ・人の賑わいが特徴であるような道路では、植栽がその

表-2 景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」
における記載項目

3-1. 街路の景観設計の基本的考え方
3-1-1. (以下略)
3-2. 街路の景観設計の進め方
3-2-1. 景観設計の手順
3-2-2. 構想・計画段階における配慮事項
3-2-3. 設計、施工段階における配慮事項
3-2-4. 維持、管理段階における配慮事項
3-2-5. 街路景観の形成へ向けた連携体制づくり
3-3. 街路のタイプ別に応じた配慮事項
3-3-1. (以下略)

特徴を弱める可能性も高く、そうした特徴に配慮して植栽を検討することが望ましい。

といった『方針・配慮事項』が示されている。

歩道の舗装等に関しては、「歩道空間整備における景観設計の検討事項」として、

- ・歩道の舗装材は、それ自体が目立つのではなく、沿道景観と植栽や歩行者が映える色調のものとし、控え目なデザインとすること
- ・安易に模様貼りなどを行わない

といった『方針・配慮事項』が示されている。

また、街路事業のタイプ別に応じた配慮事項としては、「歴史的環境に配慮した街路の景観設計」として、

- ・歴史的地区におけるみちづくりにおいては、周辺の町並み景観との調和に配慮し、周辺の歴史的景観の魅力を引き立てる脇役となるようなシンプルな景観設計をめざすこと

といった『方針・配慮事項』が示され、2件の整備事例が示されている。

概して、「ガイドライン」という位置づけからも、検討の『方針・配慮事項』に類する記述が主体で、いくつかの整備事例が補足的に記述されている程度である。『例示・参考値』の提示はほぼない。

b) 道路構造令の解説と運用⁹⁾

道路法第30条にもとづき、道路が有すべき構造の技術的基準を示したもので、国道についてはこの基準に従い整備される。

道路構造令の本文には、数値基準が厳格に示されているが、解説部分にはその思想も併せて示されているため、『基準』のほか、『方針・配慮事項』や『方法・判断指標』もあわせて記載されている。

『道路構造令の解説と運用』には、歩道の幅員、横断歩道等の付近に設けられる滞留空間、植樹帯の幅、植栽間隔等の最小規模あるいは標準規模が数値で『基準』として示されているほか、その基準によることが適当でない場合の条件や、その場合の考え方について、『方法・判断指標』が示されている。

以下の例のように、本文に『方針』が記載され、解説に『方法・判断指標』や『例示・参考値』が示されるパターンもある。

2-94 植樹帯の植栽

(本文) 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(解説) 植栽間隔は、樹幹幅(通常4~6m)に約2mを加えた距離、すなわち6~8mとするのが一般的である。更に大きい樹幹幅となるときは、10~12mの植栽間隔とする場合もある。

また、逆に、本文に『基準』が示され、解説に『方針』や『判断基準』が示されているパターンもある。

(本文) 歩道の幅員は、歩行者の交通量の多い道路にあっては3.5m、その他の道路にあっては2m以上とするものとする。歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(解説) 実際に歩道等の幅員を設定する際には、道路構造令で定めている幅員をそのまま用いるのではなく、当該道路での多様な利用形態を踏まえたものとするほか、必要に応じ、空間機能を重視した歩行者空間とするため、並木などを備えた幅の広い歩道とすることが必要である。

いずれにせよ、なんらかの設計上の判断材料が提供されている項目が多い。

一方で、歩道舗装の素材や寸法、色彩に関する記述はなく、照明施設についても設置の必要の有無が記述されている程度である。これらについては、巻末に記載され

ている参考文献一覧等をたよりに、他の文献を参照する必要がある。

c) 街路の景観設計⁹⁾

街路の景観設計の基本的な考え方や、街路種別、街路構成要素ごとの計画・設計にあたっての考え方について記述された設計参考資料である。

街路の線形、幅員構成から、舗装や植栽などの構成要素、さらには道路付属物、占用物や沿道の街並み誘導まで、街路の景観に関するさまざまな情報が記載されている。

特に、実例・実作が多く写真や図面つきで紹介され、それら実例・実作の研究や既存の研究をベースにした『例示・参考値』や『判断基準』が多くの部分で示されているのが特徴である。

本技術資料における記述を抜粋すると、例えば「街路のプロポーショナル」に関しては、以下のような内容となっている。

- ・ 極端に長い直線の街路では、景観的な単調さが問題となる。
- ・ 屈折部あるいは曲線部の導入などによって、街路空間の分節化を適度に行うことが大切である。
- ・ 街路空間は延長方向にも形態的ないし視覚的に閉じていることが、そのまとまりの演出のうえで重要といえる。
- ・ 街路幅員延長比(D/L)を拾ってみると、シャンゼリゼ通り1/14、札幌大通公園1/14、これらは広場的な印象の強い空間になっている。
- ・ また表参道1/28、銀座通り1/23と、中心市街地の大通りにも共通した傾向がみられる。
- ・ 一方、横浜馬車道1/21、旭川買物公園1/50、横浜元町

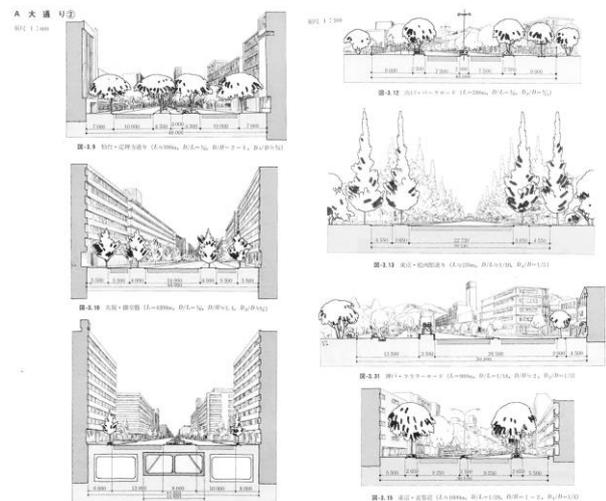


図-2 街路のプロポーショナルの実例(参考文献⁹⁾ pp36-37より引用)

「施工場所と舗装の種類に対応例」といった『例示／参考値』を示すような星取り表(表-4)もあるものの、その根拠は明らかでない。

また、先述の通り、材料としての舗装材に関する記述は充実しているものの、材寸や色彩、パターンに関する記述はほとんどない。

4. 歩行空間の要素ごとの記述内容の整理と課題の抽出

3章の調査結果から、景観設計に関する技術情報について、歩行空間の要素ごとに記述の状況を以下に整理する。

(1) 歩道面

a) 歩道幅

歩道幅については、道路構造令及び『道路の移動等円滑化整備ガイドライン』に、歩行者等の円滑なすれ違いから導き出された最小幅員値が示されているほか、道路構造令の解説には、幅員設定の考え方として、交通機能と空間機能を考慮して幅員を設定する必要があると示されている<基準>方針・配慮事項>。

最小の幅員値を採用しない場合に、どの程度の幅員が適当かについては記述がないが、『街路の景観設計』には多くの街路の事例が紹介されている。

なお、幅員値については、交通機能と空間機能を考慮して決定するように促されているものの、空間機能にふさわしい幅員の決定方法について記述は見当たらない。

b) 歩道の舗装素材

歩道の舗装素材については、道路構造令には、「快適性を確保する」や「雨天時の歩行面の滑りやすさを考慮する」などがある程度で、具体的な舗装素材に関する言及はない。

また、景観形成ガイドライン(道路のデザイン、都市整備に関する事業)にも、舗装素材に関する言及はない。

『街路の景観設計』には、舗装材の種類や特性に関する詳細な記述はあるものの、その選定方法に関する言及はない。ただし、5件の実在のデザイン事例が紹介されており、自然や周囲の景観との調和の状況などについて解説、講評があり、これらについては数は限られるものの、具体的設計にあたっての参考となる。

他の資料には、『街路における景観舗装』には、舗装の素材に関する詳細な記述があるが、3章に整理したとおりで、判断根拠に関する記述がない。

c) 歩道舗装のパターン、色彩

歩道舗装のパターンや色彩、すなわち狭義のデザインについては、道路構造令には記述がない。

景観形成ガイドライン(道路のデザイン、都市整備に関する事業)や『道路景観整備マニュアル(案)』には、「それ自体が目立つのではなく、沿道景観と植栽や歩行者が映える色調のものとし、控え目なデザインとすること」「安易に模様貼りなどを行わない」「自然に調和した材質、色彩を用いる」などの記述はあるものの<方針・配慮事項>、「沿道景観と植栽や歩行者が映える色調」「自然に調和した材質、色彩」とはどのような色調、色彩なのか、あるいは、「安易に行ってはならない」とされている模様貼りが許容される要件などについては記述がない。

『街路の景観設計』にも、色彩に関するより具体的な記述はない。

(3) 付属物

a) 照明柱

『街路の景観設計』においては、「場所に応じて低位置の照明も採用し、夜間の街路景観を演出する工夫が欲しい」「低位置照明は高位置照明に比べて落ち着いた、プライベートな雰囲気を生み出す傾向が強い。したがってこじんまりとした路地や、静かな水辺の街路の歩道などに設置するのが似つかわしい」といった、夜間の街路景観の演出、照明の設置高さに関する記述がみられる(図-3)<方針・配慮事項><方法・判断基準>。

実際の設計では、『道路照明施設設置基準・同解説』、『道路の移動等円滑化整備ガイドライン』に示された、歩道の平均照度及び照度均斉度の下限値を満足するために、上記の夜間景観の演出のほか、経済性や効率も勘案

照明方式	低位置・埋込照明(0~1M)	低ポール照明(1~4M)	一般ポール方式(4~12M)	ハイマスト方式(20~40M)
主用途空間	(グリーンベルト)庭園 遊歩道・散策路	住宅街路	コマーシャル広場 公園	駅前・駐車場 商店街 高速道路・インターチェンジ
使用ランプ	白熱ランプ・ハロゲンランプ 蛍光ランプ	蛍光水銀ランプ メタルハライドランプ、高圧ナトリウムランプ キセノンランプ		
特徴	・空間に光のアクセントを得る ・印象的な環境を演出する ・保守管理が容易である ・人為的眩目が多い	・配光のパターンを演出しやすい ・保守管理が容易である ・ポール灯の機能的デザインが可能である ・連続する光の楽しさが得られる ・保守管理が容易でない	・標準的な照明器具が使用できる ・ポール灯の機能的デザインが可能である ・連続する光の楽しさが得られる ・保守管理が容易でない	・照射エリアが広く、広場の利用効率を高める ・広場に中心的、象徴的景観を身える ・保守管理を集中して行なう ・機能的、経済性が高い
雰囲気・空間の性格	落ち着き、憩いの環境	楽しみ、親しみの環境	華やか、活気ある環境	安全性の高い環境
配灯間隔	5M~20M	10M~30M	10M~50M	—
適正W数(1灯当り)	40~100	40~125	65~700	200~5,000

図-3 『街路の景観設計』における、街路照明の種類と特徴に関する表(参考文献より引用)

して、器具や光源の高さ、光源の光度などの組み合わせが選択される場合が多い。

照明柱のデザインについては、同じく『街路の景観設計』において、「昼間の街路景観への配慮」として、「街路照明の支持具の色彩や意匠の選択は、設置する街路の基調とのつり合いを考慮することが必要である」と記述がある<方針・配慮事項>。

さらに、照明柱の色彩については、「街路景観を引き締めて良好な結果を生む」として、低明度・低彩度の色彩を用いることが推奨されている。逆に、「華やかな色彩を用いるときには十分に注意しないと街路景観が安っぽい感じになりやすく、街路景観を構成する他の要素の色彩と競合して混沌とした街路景観を呈することがある」として、高明度・高彩度の照明柱は、街路景観全体とのつり合いをとるのが難しいとしている<方法・判断基準><例示・参考値>。

照明柱（灯具や支持具）のデザイン（意匠）については、やはり『街路の景観デザイン』に記述があるが、「街路景観全体との調和が重要な課題」として、「現代的な感覚の意匠にするか、アンティークな感覚の意匠にするか」などの「様式的な使い分け」を行うべきといった程度の記述に限られる<方法・判断基準>。

その他、『道路照明施設設置基準・同解説』を含めても、照明柱の景観配慮に関する記述はほとんどない。

総括すると、『街路の景観設計』において、低位置照明の採用の検討、低明度・低彩度の照明柱の推奨といった、より具体的な方向性が打ち出されていることは貴重と考えられる。

しかしながら、意匠を「現代的な感覚」と「アンティークな感覚」との区分からしか論じていないのと、装飾の多寡に関する記述がないことには不足を感じる。また、『街路の景観設計』ということで、街路＝市街地の道路を想定したものしかないのが課題といえる。

b) ベンチ等休憩施設

ベンチ等の休憩施設については、『街路の景観設計』以外の資料には『道路の移動等円滑化整備ガイドライン』に設置の目的等が整理されている程度である。道路の移動等円滑化整備ガイドラインには、高齢者が望むベンチの設置間隔に関する研究事例が紹介されている<例示・参考値>。

座面の高さについては、『建築設計資料集成』に記述がある<例示・参考値>。

『街路の景観設計』には、ベンチまわりの雰囲気づくりに関して、ベンチの設置向きや、歩道の交通動線からの隔離、日射からの保護など、空間イメージを想起させ、具体の設計の参考となる記述がある<方法・判断根拠>。

c) 防護柵類

車両用防護柵、横断防止柵、転落防止柵などの防護柵類は、歩道の安全・機能の確保上、設置が求められるものであるが、景観上の配慮については、『景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン』と『街路の景観設計』にまとまっている。

『景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン』には、「4. 景観に配慮した防護柵整備にあたっての留意事項」として、防護柵の形状や色彩について具体的な記述がある。形状については、シンプルな形状、透過性への配慮、存在感の低減など、整備にあたっての景観配慮のポイントと具体的方法の例があわせて整理されている<方針・配慮事項><方法・判断基準>。

色彩については、「防護柵の色彩はそれぞれの地域の特性に応じて検討すべきであるが」とした上で、「景観に配慮する際の防護柵の基本となる色彩」4色を提示している<基準・推奨値><方法・判断基準>。

『街路の景観設計』には、「快適な歩行環境の維持」および「色彩と意匠」に留意が必要として、「比較的細い部材を用いた手すり状の防護柵」による歩行環境の演出や、「あまりにも自己主張が強すぎたり周辺との調和を欠くようなデザインは避ける」「意匠の異なる2種類の防護柵が不用意に並ばないようにする」といったことなどについて記述がある<方法・判断基準>。

5. 提供されている技術情報の特性と課題

以上により調査を行った既存の各技術資料における記述の範囲は、以下のおおむね4種に区分できる。

ア. 基準・推奨値と根拠が併記されている書誌

『道路構造令の解説と運用』『景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン』等。遵守すべき基準や推奨値が明確に記載されているもの。解説部分には、その根拠や、基準値・推奨値によらない場合の考え方等の記載もあるタイプ。

イ. 事例を根拠にあらゆる情報が記載されている書誌

調査した範囲では、『街路の景観設計』に限られる。数値と根拠が併記されているために、理解しやすい。

ウ. 事例の紹介が主な書誌

『公共空間のデザイン シビックデザインの試み』等、事例の紹介が主で、それを踏まえた一般化等の記述の展開はされていないもの。

エ. 検討の方針や指針が主に記載されている書誌

景観形成ガイドライン、『新しい道路設計便覧(案)』等、検討の方針や指針が主に記載されており、具体の例示や参考値の記載がないもの。

『道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説』や『景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)』には、本編と同等のボリュームの事例集が付随している。

本研究では、技術情報を「基準・推奨値」「方針・配慮事項」「方法・判断指標」「例示・参考値」に区分して整理したが、これらを網羅して示している書誌は少なかった。

また、実際の設計・整備にあたっては、「例示・参考値」や「方法・判断指標」といった分類の記述内容まで記述されていることが、適切な景観配慮の促進のためには期待されるが、景観に関連する部分については『景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン』などに限られた。

6. 技術情報の充実が特に期待される範囲

以上により、技術情報の充実にあたっての課題を整理した。

(1) 技術情報の充実が有効な範囲の要件

トータルな景観配慮の促進にあたっては、「景観検討の基本方針(案)」のような枠組みづくり(適切な検討体制の構築による景観配慮の促進)が有効な部分もあるが、そもそもそのような検討体制の構築が困難あるいは適当でない場合のケアも必要と考えられる。

今回調査したような、設計技術資料等による技術情報の提供の充実も、そのような場合に対応することを想定してのものである。これについて、有効と考えられる範囲の要件について具体的に検討した結果、以下のように考えられる。

a) 効果が十分に把握されていないもの

設計における判断の妥当性について、その一つに費用対効果があるならば、効果が適切に評価されなければ、判断を誤ることが考えられる。

そのような際には、景観整備の効果について、インプット(投資費用:コスト)で評価される傾向もみられ、フォローが必要と考えられる。

b) コストに差がないもの

コストに差があれば判断が慎重になる。増額であれば、増額に足る理由があるのか、減額であれば、景観配慮が

求められている中で、費用減の方向で妥当なのかの検証がなされる。

一方で、コストに差がないものについては、「どちらでも良い」と考える人が増えることが考えられる。

コストに差がないものに関しては、設計支援の充実が必要と考えられる。

c) 設計が容易なもの

設計が簡単にできてしまうものに関しては、検討の質の担保が難しいと考えられる。全体の設計費用や設計期間が短い場合、景観検討に割く時間や費用が十分に確保されない可能性がある。

あるいは、標準図等で揃ってしまうものも、景観に関する専門家の関与がないままに整備が行われてしまう可能性がある。

設計が容易なものについては、景観に関する設計技術資料もあわせて充実していく必要があると考えられる。

(2) 技術情報の充実が特に期待される範囲

(1)節の検討を踏まえ、4章の整理結果をもとに、設計技術情報等の充実が特に期待される範囲について考察を行うと、舗装の素材や色彩、道路付属物の色彩が第一に考えられる。これらは、上のa)、b)、c)のいずれにもあてはまり、また、既製品により選択肢が限定されているために、安易な選択がされやすいと考えられる。

今後は、これらの技術情報の充実に対応するための研究を進めていきたい。

ただし、前節c)項で考察したように、設計技術資料が充実に景観検討が安易に行われるようになってしまうと、逆に適切な景観検討が行われなくなる可能性があるため、この点については適切な技術情報の提示方法を検討していきたい。

参考文献

- 1) 国土交通省：国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)、2007(2009改定)。
- 2) (社)日本道路協会：道路構造令の解説と運用、pp.665-667、2004。
- 3) (財)道路環境研究所：道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説、pp.190-192、2005。
- 4) 国土交通省 都市・地域整備局：景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)、2011。
- 5) (社)日本道路協会：道路構造令の解説と運用、2004。
- 6) 土木学会：街路の景観設計、1985。
- 7) 土木学会：街路における景観舗装-考え方と事例-：舗装工学ライブラリー5、2007。

(2013.?? 受付)